

## 令和5年第4回大洗町議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和5年12月4日（月曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	飯田英樹君	2番	石山淳君
3番	関根健輔君	4番	小野瀬とき子君
5番	櫻井重明君	6番	伊藤豊君
7番	柴田佑美子君	8番	小沼正男君
9番	今村和章君	10番	勝村勝一君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	高柳成人	住民課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	本城正幸	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	岡村正巳	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	深作和利	生涯学習課長	磯崎宗久
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（飯田英樹君） おはようございます。会議開催にあたり申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定してくださるよう、お願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど宜しくをお願いいたします。

なお、本日の会議出席者につきましては、タブレットの使用を許可することと併せ、職員を対象にインターネット上でのライブ配信を行いますので、ご了承のほど宜しくをお願いいたします。

---

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和5年第4回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、2番 石山 淳君、3番 関根健輔君を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長（飯田英樹君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要旨は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

---

◇ 勝 村 勝 一 君

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

[スクリーンを使用しての質問]

○10番（勝村勝一君） おはようございます。改選後、12月定例会ということで、ナンバーワン、トップということでやらせていただきますけども、非常にうれしい限りであります。年齢も最高、

頑張っ、続けて9月にも災害関係やりましたけども、ずっとやらせていただけてます。これは町民に関して非常に重要な課題だと思ってますから、4年間またいろんな場所でやりたいと思ってますので宜しくお願いいたします。

さらに、100年前、今から1923年に関東大震災、大きな災害が関東地方にありました。それを思うと、この地震、日本ではこれはもう日常茶飯事に起きてるかなと思ってますし、今後とも課題としては十分な課題で取り上げていきたいと思ってますし、今日の題目としては「災害に備えよう」ということで、東日本大震災から12年と8カ月、間もなく13年になります。町民の意識もね、かなり薄れてきてるかなと思ってますし、意識を持たせるためには、再三再四やっていかなきゃならないかなと思ってます。住民の安全と安心のまちを築くためには、町長にいろんな部分でお骨折りもしていただかなきゃならないかなと思ってますし、防潮堤も間もなく完成になると思います。港地区は、間もなくね、完成になると思いますけども、今後とも意識改革をしていかなきゃならないかなと思ってますし、議会も新人が入ってきましたので、縷々いろんな勉強をしていただけてほしいなと思ってます。

それでは、本題に入りたいと思いますので、住民を守るための災害に備えよう、地域の危険性を知ろう、地震、台風、大雨並びに先般、原子力のほうもありましたけども、いつ起こるかかわからない災害が、東日本大震災から12年8カ月、間もなく13年を経過しようとしております。町民が薄れる中、今後、気象変動、地震の活動期が非常に多発しておりますが、地球全体が温暖化により、日本全体も四季の感じがなくなり、危険を感じます。

まず第1問として、生活環境課長にお尋ねをいたします。

住民が災害の危険を感じる、ころあいをするためには、日頃から住民への注意喚起する必要があると思うが、我が大洗町としてどのようなことを住民にしらしめているか、第1問としてお伺いいたします。大川課長、宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員のご質問にお答えいたします。

まずですね、住民の注意喚起ということでございますが、こちらについてはですね、最近ではですね毎月発行しております広報おおあらいにですね、最近で9月号でですね大雨も多いということで、「土砂災害から命を守ろう」という形で掲載をさせていただきました。またですね、11月号においても「地震から命を守ろう」ということで、同じように広報のほうをさせていただきました。

またですね、原子力についてもお話がありましたけども、原子力に関しましても原子力災害対策指針においてですね、大洗町は避難計画を策定することとなっておりますので、原子力に対する知識についてもですね、町民の方に知ってもらう必要がございますので、こちらでもですね広報おおあらいのほうにですね、現在、2カ月ごとにですね「原子力コラム」としてですね、今年の11月号までですね10回ほど掲載させていただいております。この後も引き続きですね、掲載のほうを続けていきたいと思っております。

またですね、皆さん御存知のとおりですね、今年の6月ですね、台風2号による大雨被害がござい

ました。またですね、今年の9月にはですね台風13号によるですね、被害は県北を中心にあったわけですが、そのようなこともございましたので、10月にですね防災行政無線戸別受信機を使用しまして避難情報に注意して災害に備えていただきますよう、放送についてもさせていただいたということでございます。このようなことをですね、今後も続けていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。2問として、注意喚起として広報などを行っている、それは十分にわかってますが、広報だけでは情報が一方通行で、住民に届かないおそれもありますし、直接何か行っていることがあればお答え願いたいと思えますけども。先般、茨城新聞の11月30日、複合災害備え机上訓練行いましたけども、非常にやるのはよろしいんですが、やはり実践的な、机上だけではやっぱりわからない部分もいろいろと思えますけども、他の市町村、ここで挙げれば東海村あたりだと実際に実地訓練を行っているということがありますけども、その点のことでちょっとお尋ねしますが、我が大洗町も研究所を有しておりますので、そういう部分でどのように町として考えているか、再度お尋ねをいたします。すいません、宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

そうですね、情報が一方通行ではどうなんだということですが、町としましてもですね、広報だけすればもちろんいいということではございませんので、そこでですね、今現在行っているものとして、高齢者が集まりますサロンというものがございまして、そちらのほうにですね伺わせていただいて、ハザードマップの見方であったり、マイタイムラインの作成を実際にですね行っておまして、多くの方にお話をさせてもらっているところでございます。こちらについてはですね、今後も参加させていただいて、そのようなものを引き続きやっていきたいと思っております。

またですね、これまでもですね町内の団体などからもですね、防災の話をしてくれというようなこともございますので、その辺をやらせていただいております。その辺についても同じように今後も続けていきたいと思っております。

また、先日の避難訓練で机上だけではというような話がございましたが、そこはですね、段階を踏んでですね、やはり住民の方にも参加していただいた、そのような訓練とかも必要だとは思っておりますので、そこは段階を踏んでやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、画面見るといろいろ出してるような感じもしてますけども、もうちょっと、住民が見てすぐわかるような、だいぶチラシ変わってきていることありますけども、もう少しチラシの内容というか、すぐにこうね、できるような広報紙の検討もこれから必要かなと思っておりますし、東京都あたりはね、分厚い本を配りましたけども、前にもだいぶ数年前に僕もそれ提言してありますが、そういう雑誌、こういう時はこういうことですよというようなことで、東京都あたりは黄色い、B5サイズのきつと本だと思えますけども、僕も持ってますけども、そういうものの

作る予定はありますか、課長、すいません。チラシはよろしいですが、そういうのを各家庭に備えさせる考えはおありかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） そうですね、冊子等、配る予定があるかということでございますが、今のところですね、そういう予定は無いんですけども、令和4年度もですね洪水のハザードマップ、このようなものですが、改定しましたので、このようなものを全戸配付ということでさせていただいております。ハザードマップのですね図面の裏側のほうにはですね、注意喚起のものであったりとか、そういうことも記載してありますので、議員が言うような冊子というものがいいのかどうか、ちょっとその辺はですね検討しながらですねやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 先ほども言いましたけど、東日本大震災から13年経ってます。非常に住民も、平静に今過ごしているかなと思ってますけども、そういう部分で注意喚起を行っていただきたいと思えますし、さっきサロンとか、あと、健康体操か何かの時にきつとやられると思えますけども、常に計画を立てて、十何箇所きつと健康体操やられてますので、サロンもそうかなと思ってますけども、そういうところにおいてね常にお年寄りが非常に多いんで、警報鳴った場合に即態勢がとれるようなことで、行政も大変でしょうけども、そこら辺の注意喚起をお願いしたいと思えますけども、今まで何回ぐらい町内で、サロンとか健康体操のほう回られましたか。それちょっとお尋ねしますけども。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） サロン等どのくらい回ったかということでございますが、今年度に関しては今までで大体10回程度、今後もですね、同じぐらいあるという話で聞いてますので、そのほうに参加させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、宜しく申し上げます。十何箇所あるので、全部回らせていただいて、必ず年に1回は全部回るといような心構えで生活環境課ではお願いしたいと思っておりますし、なかなか大変だと思いますけども、その点は行政としてやらなきゃならないかなと思っておりますし、宜しくをお願いしたいと思っております。

あのチラシ、よくできてますよ、確かにね。非常によろしいかなと思っておりますし、今、B5サイズだったけ、A4サイズでしたっけ、できているのは。A4サイズか。なかなか常備、置いといてくれないうんだよね。でね、今度課長行ったらね、必ず自分がいつもいる茶の間の見えるところに掲示するか、手元に置くような注意喚起をしていただきたいと思えますけども、宜しく申し上げます。

さらにね、災害時にスムーズに活動するには、危険箇所の把握が必要と考えますが、どのように把握されているか、毎月はできないでしょうけども、年に何回かだと思えますけども、やられていますよね。それをちょっとお尋ねしますけども、すいません、宜しく申し上げます。危険箇所の数ね、すいません。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 危険箇所ですね把握ということでございますが、危険箇所についてですね、先ほども話したこういうようなハザードマップがございますので、そこでですねある程度の場所というものはわかるかと思えます。

先日の議会のほうでも土砂災害危険区域等のような話がありましたけども、そこがですね再度申し上げますが、県が指定しております土砂災害警戒区域が大洗町には12カ所ございます。こちらには指定する際の基準がございますが、それに実際、合致しない場所においてもですね、危険な箇所はございますので、そのあたりはですね常々町内のほうを回って、やはり町内、私も昔から住んでおりますので、ある程度頭には入っておりますので、そういうものをですね、ちゃんと凶面のほうに落としてですね、見回り等をやっていきたいと思えます。

またですね、今までの災害からもですね、大雨が降った際とかですね、この辺が水が溜まりやすいとか、実際浸水したとか、そのような記録もつけておりますので、そのような形で把握して、実際にそういう災害が起きそうな時は、そういうところを重点的に見回っていくというような形になるかと思えます。

またですね、先ほど申しました土砂災害危険区域がありますけども、その辺の周りにもですね周知看板のほうもつけております。そのようなものをですね、あと、職員のほうにもわかるようにして、職員全体がスムーズにですね活動できるようにしていきたいと思えます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長ね、危険箇所、県の指定で12カ所、さらにこの間、町長から言われましたけども、土砂災害の危険箇所900カ所あるということなので、十分に把握していただいて、行政が持つてるばかりではありませんので、周知がきつと多いと思えますけども、そういう注意勧告をして常に意識を持っていただいて、災害に備えていただけるような体制をとっていただきたいなど。大洗、小さい町なんでね、海と川と湖に、涸沼湖に挟まれてますので、災害は常に準備しておかないと、これもう後手に回る可能性がありますので、その点、課長、すいませんけども、大変だと思えますけども宜しくお願ひしたいと思えます。

さらに、災害が起きた時に必要なものを備えておく必要があると思えますが、災害時に対する備えはどのようになっていますか。何回もこれ聞いてますけども、再度、住民に注意勧告を促すために災害の備えということでご答弁お願ひしたいと思えますけども、宜しくお願ひします。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員の再度に質問にお答えいたします。

災害時にですね備えておくものということでございますが、ちょっと主なものを申し上げさせていただきますと、まずですね、水や食料に関しましてはですね、今までも言ってきましたが、東日本大震災時のですね最大の避難者数が約3,000人ということですね、2日間、1日3食、皆さんが取れるようということで備蓄をしております。またですね、発電機も災害の時必要になりますので、こちらは現在、町としては17台備えております。実際ですね、今言ったような飲食物や発電機、そ

のようなものが足りない場合もございますので、そのあたりはですね業界や団体ですね企業と協定のほうを結んでおりますので、そのようなもので協力をいただきながら対応していきたいと思っております。

そのほかにもですね、医療に関することや仮設住宅の協定などもですね締結しておりますので、そのようなものを協力いただきながらですね、災害に備えているというところがございます。

またですね、原子力の災害もございますので、そこで使用します防護服とかサーベイメーターとかですね、そのあたりも用意しております、また、いろんな災害でやはり女性のものとか乳幼児のものとかそういうものも必要となりますので、そのようなものも備蓄はしております。それが本当に必要かどうかというものをですね、もう一度ですね再確認とかそういうものを日頃しながらですね、被害が起きた際でもですね対応できるように備えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。町ばかりではなくて、さっき言ったとおりに、サロンとか何か行った場合に、健康体操、行った場合に、家庭でも備蓄をお願いしたいということは必ず、口すっぱくなるほど言っていたきたいなと思っておりますし、10何年か前だと3日分でもよろしいと言われてたんですが、こういう状況なので、今ね、地球温暖化、地球全体がね沸騰しています、今。どっちかという、あったまって、昨日テレビでやってたアマゾンなんて水が無くなっちゃってひどい状況。アフリカもそうだし、そういう状況がかなり出てきてますので、必ず最後でも5日か1週間は人数分、大体水だと1回500リッター1本だと1日3本掛ける人数、その分で5日から1週間、厳しいでしょうけども、これはやはり行政はなかなか今度、職員も被災に遭った場合、なかなか全員ね、町長ね、これすぐに全員集まれないと思うんですよ。そういうことを考えれば、後から出ますけども、消防団のほうもね、消防団とか消防署のほうもあるでしょうけども、これ厳しい状況になると思うので、課長、そこは十分にお話していただいて、備蓄だけはやってくださいと、家庭で。全部ストップしますよね。前回、東日本の時は、もうガソリンスタンドも駄目、スーパーも物が無くなったし、コンビニも全然無いということなので、生活に一番、人間が一体必要なのは水だと思います。水。大洗の場合は、都市ガスではありませんので、LPなので、物はきつとね準備しておけば、全部電気釜でないと思いますから、ガス使ってるところもあるでしょうから、そういうことを考えると、食べ物を備蓄すれば、きっと災害には越せると思いますので、その点も十分お話していただければ、課長、よろしいかなと思いますけども、いかがですか。やっぱり町民ね、もう13年経ってて、かなり意識が薄れてますので、その点の注意勧告をしていただきたいなと思います。町でね、いろんなこれ出してますけども、なかなか見てる人は、1万6,000人いますけども、その10分の1ぐらいかなと思っておりますし、あとは一番重要なのは、常会長、今、町内もだいぶ少なくなっちゃって大変でしょうけども、そういう方にね、町民に対して日頃の備えをしてくださいというように、課長、必要と思うんですが、いかがですか。すいません。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 備蓄のほうとかですね、町内会長とか家庭でもということでの話でしたけども、そのあたりはですね、議員おっしゃるようになりますね、先ほど言ったサロンとかですね、あと何か講習とかそういうのがあった際にはですね、そのあたりもお話していければと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 大川課長のところ最後になりますけども、実際の災害に対するには備蓄などのさいがあっても実際に使えなければいけないと思いますし、課長、この備蓄の、早く言えば災害があった時の段取り、計画、どのような形で、住民に対して配布するか、そういうことも考えておられますか。すいません。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 備蓄があってもですね使えなければということですね、そのあたりは訓練の話になってくるのかなと思いますが、訓練につきましてはですね、先ほど勝村議員のほうからもですねおっしゃっていただきましたが、先週の29日にですね町のほうでもですね、机上訓練でございますが、地震、津波が発生して原子力災害が起きたというような想定で、主にですね災害対策本部の運営についての訓練のほうを行わせていただきました。

当日はですね、内閣府のほうにも協力ももらいまして、内閣総理大臣役がですねテレビ会議で緊急事態宣言を出したりですね、また、オフサイトセンター、茨城県とのテレビ会議で情報を共有するというような会議を開いたりもしました。またですね、その際、本部会議を4回開催いたしまして、原子力災害時にはどのような流れで対応していくかというようなものも確認を行いました。

また、その際にですね、訓練自体の評価のほうをですね県の防災担当の方に協力してもらいましたので、意見交換についてもさせていただきまして、有意義な訓練ができたのかなと思っております。そのような際にですね、やはり先ほど言いました備蓄品についてもですね、どのように使っていくかというようなことも今後に活かしていければと思っております。

またですね、今は原子力災害のお話させていただきましたが、自然災害等もございますのでですね、毎年、近年でいえばやっておりますが、そのような訓練についてもですね、少しでも実効性のある訓練をですね行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） ありがとうございます。課長、すいません、常に意識を持っていただいて、住民の安心・安全を保っていただきたいなと思っておりますし、宜しくお願ひしたいなと思っております。

先般のね総合災害の机上訓練、テレビでちょっと見ましたけども、非常に。これはやはり年に1回ぐらいは、できれば半年に1回ぐらいやっていただきたいなと思っておりますし、これで終わりますけども、お願ひしたいなと。町長にもお願ひしたいと思っておりますし、これ、いつきてもおかしくないし、今きてもおかしくないということで、関東大震災は100年と言いましたが、本当に100年、9月1日未明起きて20万人でした、10万人以上亡くなっておりますので、それを考えれば、原子爆弾1個で20万人というような形になるかもしれませんが、そういうこともお願ひしたいなと思っておりますけども、



○10番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます、すいません。ある程度進んでるということで、10回程度集会を開いて行っていると。これであれですか、グループなんかもできてるんでしょうか。そこら辺もちょっと聞きたいんで、で、20件で、そういう意向があるということなんです、早急にねやらないと、もう前回、台風19号で被災してますので、全部で90件ぐらいでしたっけ、ですよね。どんな感じで、もう行ってもいいという方もいらっしゃいますか。ちょっとそこら辺お尋ねしたいんですが。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

全体で、概ね最大80戸程度、移転されたという家屋ございます。こちら、グループがどのくらいできているかということでございますが、地域の皆様、やはり危険をお感じになってこれまでも暮らしてまいりましたので、ほぼ皆様、移転のご意向はあるというような状況でございます。グループについても、こちら堀割、五反田地区ということで、その地区全体が一つのグループでございますが、80戸全ての方々一堂にご意見を伺うのはなかなか集約難しいですので、今のところ20戸程度のグループが三つ程度できておまして、それぞれのグループごとに細かなご意見聞きながら、今、事業を進めております。そのなかで比較的移転先のご意向もまとまってきたような方々を20戸程度、今回選ばさせていただいて、今、補償調査を実施しているような状態でございます。以上でございます。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 岡村課長、20戸程度が早期に移転したい。先ほども東日本の話しましたけども、大体あの地区、70センチから1メートル下がってますので、今度大きい雨が降ったり、大雨が降った場合に、また冠水する状況があるかなと思ってますので、せっかく国の肝いりなんで、前もちょっと委員会で言ってると思うんですが、1グループがパッと行くと、次がこうくるような話もきっとあると思いますので、その点、強力で推進していただいて、ワングループ早めに移転できれば、きっといろんな話が出て、じゃあうちも行くよという形もできるでしょうから、その点をお願いしたいなと思いますけども、せっかく国がね肝いりでやってますので、宜しく願いしたいなと。

のってきてる方いらっしゃいますか、ある程度。あります。あればちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

こちら、地域の方々、皆様ご移転されたいというご希望ございますので、80戸全て一気に移転できないことから20戸程度、段階的に今進めてまいります。ですので、意向の強い方がいらっしゃるかどうかという質問に対しては、皆様意向は強いというなかで、ご理解いただきながら順番にといたします。段階的に今進めてまいっている状況ですので、ご意向が強い方は皆様ご意向強いという状況でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、宜しくお願いします。質問終わりますけども、いろんな部分で温暖化でだいぶ海水温度も上がってますし、これから津波ばかりではなくて高潮の可能性もありますから、これはもう地震ではなくて普通に。大雨降って大風でも吹けば、今度、風もだいぶね今までのような30メートルではなくて、アメリカあたりは70メートルから100メートル吹いたというところもありますから、そういうところ考えると、うちみんな吹っ飛ばんじゃうんですね。そういうことを考えて、早急に移転できるような態勢をとっていただきたいなど。進捗を早めで、スピードアップしていただきたいと思いますので、要望して終わりますけども、宜しくお願いします。

続いてすいません、消防次長兼消防総務課長二階堂課長、すいません、宜しくお願いします。

大規模災害に対する消防団と消防本部の取り組みについて、どのような形でやっているかちょっとお尋ねしますけども。火事はね、だいぶ今、少なくなったかなと思ってますけども、この災害に対しての、この間、消防団で訓練やりましたよね。あれも実地ではなくて机上、中、実地やりました。なるべく実地をしていただいて、新しい方もいるでしょうから、これ実際やらないとなかなかできないと思いますけども、その点の状況をちょっとお尋ねしますけども、すいません、宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、消防団の取り組みといたしまして、先ほど勝村議員からもありましたとおり豪雨の際の浸水に備えるために、先々週ですね行われた消防団の秋季訓練では、土のうの作製、土のう積み工法の訓練を実際に体験をする訓練を行いました。この消防団ですが、町の人口減少とともに団員数も減少しておりますが、今後できるだけ長く消防団員として活動していただけるよう、処遇改善などを図ることとあわせて、引き続き機能別消防団などについても、どのような形にどのような活動をしていただけるか研究を行ってまいります。

また、消防本部としての取り組みといたしましては、通常の訓練や研修に加え、不定期ではありますが近隣の消防本部と合同で取り壊し予定の建物などを使った震災対応訓練などを行っております。

現状では消防本部と消防団が連携して災害対応に当たっているところですが、現在、皆さんご承知のとおり消防本部庁舎移転の計画が進んでおります。消防本部庁舎の移転、拡張をすることで、大規模災害時に対応できるよう消防力の機能強化を図ってまいりたいと考えております。具体的には、車庫を拡張することで様々な救助活動に対応できる救助工作車、これは現在導入されておませんが、この救助工作車の導入が可能になることや、役場庁舎が津波等で被災した場合の町災害対策本部機能の代替え施設などを備える計画でございます。以上でございます。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 次長、すいません、よくわかりましたので。先ほど出た一番重要なところで、機能別消防団、思っただけではなくて行動してください。早く作りましょう。各地区にね、何人かずつ置けばいいわけだから、東地区何名、真ん中、あと南地区、そういう状況で、思っただけで行動しなかつ

たらば次の段階に移れないでしょう。今度、消防署も向こう行っちゃうということは、町のなかできつと消防団の手を借りないと、きつとね時間的にはいい道路が走ってますから、それはないと思いますけども、でもこれは不具合ある可能性もありますし、国道が何かあって通れない可能性もありますし、そういうことも考慮に入れていただいて、機能別の消防団を考えているんですたらば行動に移しましょう。来年あたりできるような形で行動していただければよろしいかなと思いますけども、再度お尋ねをいたします。すいません。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

機能別消防団に関しましては、これまでも勝村議員からご提案をいただいているところではございますが、これも繰り返すにはなってしまいますが、どのような方に、どのような活動をしていただけるかというのは、よくよく検討をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 次長すいません、数年前からね話してるんで、ちょっと前に進んでないんだよ。申し訳ないけど、一丁目一番地じゃしょうがねえべ。前に進まなかったら。すいませんけども、宜しくお願いします。

続きまして、まちづくり推進課長、海老澤課長にお尋ねします。

これまで各課の答弁を伺ったなかで、各政策について行政として、町として、事業をどのように評価しているかお尋ねをしますけども、この大事なね防災に対してね備えることに対して、この事業は町民の安全と安心、財産を守る重要なことだと思いますので、どのように考えているかお尋ねをします。その後、最後に総括的に町長にご答弁をお願いしたいと思いますので、宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 勝村議員のご質問にお答えしたいと思います。

どのように事業を評価しているかという点でございますけれども、まず前提といたしまして、これまで答弁にありました防災訓練の実施であったり、防災集団移転事業への取り組み、さらには消防力の向上など、安心・安全に資する取り組みにつきましては、第6次大洗町総合計画のなかですらね、将来都市像である「幸せ無限大 不幸ゼロ」を実現するために必要な施策の一つとして掲げ、各課取り組んでいるところでございます。

この取り組みに対する評価をどのように行っているのかという点でございますが、大洗町では総合計画審議会、こちらを設置しておりまして、まず担当課が各施策の自己評価を行っております。自己評価に対しまして審議会のなかで専門的な知見から客観性、それから妥当性につきまして審議を重ねまして、最終的にA B C Dの4段階で評価を決定しているところでございます。

今回、災害への備えが含まれる政策、住民の命と生活を守るまちづくりでは、着実にその取り組みが進んでいると評価をいただいているところでございます。

しかし、昨年度はコロナ感染拡大の抑止と社会経済活動の両立という難しい環境もあったところ

からですね、防災、それから防火施策については、一部実績が年次目標に達していない施策もあったことから、早急にこの遅れを取り戻さなければならないと思っております。

来年度、総合計画前期計画のですね最終年度を迎えますので、委員からの個別の意見、評価をです踏まえながら、目標の確実な達成に向けて精力的に取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 今、課長から答弁ありましたけども、A B C Dという評価ということで、その中で評価に達してない部分があるということなので、評価に達してない部分ってどこですか。課長、ちょっとお尋ねしますけども、早急にやらないとね、何かあっても次の段階に行けないと思いますので、課長すいません、再度答弁をお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 勝村議員の再度のご質問でございますけれども、一部目標値に達していないというところで、住宅用火災警報器の設置率、これはなかなかコロナ禍で訪問することが難しいこともあって目標値に達していないというところがあったというところでございます。それから、もう一つは、防災リーダーの育成を目的とした防災研修会、セミナーの開催につきましても、目標は達していないと、この2点が先ほど申し上げました達していない事業となります。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 今、住宅の警報装置ね、だいぶやってるんだけど、意識がちょっと、町民、ないかなと思ってますし、なかなかね難しいかなと思ってますし、行政で配るわけにいかないし、これは自己責任でありますから、そこら辺のどこ、どこなんだ、消防なるのかな。その注意勧告は、すいません、生活環境課もそうかなと思ってます。そういう時もあれ、さっきの、課長、サロンと健康体操行った時に言ってください。今、数千円かな、きっと。宿泊所は全部付いてますよ、これね。消防署から言われてますので。ほかの新しい住宅はきっとね付けてると思いますけども、古い住宅の場合はなかなかねちょっと厳しいと思いますけども、その点、常にさっきの災害に対しての注意勧告と全く同じでお願いしたいなと、海老澤課長、すいません、その点宜しくお願ひしたいなと思ひます。

もう一点も、すいません、やっぱり評価に値するような体制をとっていただけるように宜しくお願ひしたいと思ひますし、縷々大洗はやっていただいているかなと思ひますし、最後に総合的に町長から答弁をお願ひしたいなと思ひます。宜しくお願ひします。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 勝村勝一議員からは、その名の示されるとおり、トップバッターで真っ先にご質問いただきました。何より初当選以来のライフワークとも言えるような、自らのご経験を基にされた警鐘を鳴らしていただいておりますこと、この防災、安心・安全なまちづくりについて警鐘を鳴らしていただいております、毎回本当にありがとうございます。

私は基本的な考え方として、今、細かいところについては、各担当から申し上げましたけども、これは先日開催いたしました災害訓練においても最後に締めくくりのなかで申し上げましたが、こんなはずじゃなかった、想定外だったということに住民の皆さん方には絶対に言いたくないんです。ですから、議員が言われるように、しっかりと皆様方にこの警鐘を鳴らしていく、警鐘と言いますと、これはオオカミ少年的なことになりがちですし、また、不安感をあおることにもなりますので、そうではなくて、いわゆる事象が起きた時に皆さん方の安心・安全は私ども行政がしっかり守るんですよということをメッセージとして発信をして、その信頼関係があつて初めてここは成り立つものでありますから、しっかり常日頃からの現状把握、町全体、先ほど生活環境課長が申し上げましたように、私もここで生まれ育ちましたので、そういう意味では、しっかりこの町のつぶさに細かいところまで議員同様、認識をとりますか現状把握いたしておりますので、しっかり何が起きるかということも含めて、しっかりとその現状把握の下、そして、何度もこの場でも申し上げておりますけども、大洗の場合には脆弱性、数多く、財政力の問題であるとか、人口減少の問題であるとか、非常に規模的に小さい、そういう脆弱性はありますけども、逆にそこを強みに変えるならば、小さい行政面積でありますし、今、人口も減少しておりますけども、むしろ人口減少を逆手に取るならば、一人一人の生活の実態と申しますか、一人一人のことを把握しやすい、ほつししやすいような、そういう環境にありますので、しっかりそういう一人一人に合ったメニューづくりが私は理想であるなという考え方の下に、福祉課とか社会福祉協議会とかそういう福祉の分野においても、また、学校教育課では教育の分野においても、そういう一人一人に合ったようなそういう計画づくりをしっかりと進めていきたいと思っております。ただし、ここでこれも何度も申し上げておりますけども、計画がたくさんあります。防災対策でも、例えば風水害編であるとか、原子力災害対策編であるとか、これは少し何と申しますか漫画チックになりがちな言葉かもわかりませんが、少し斜めに構えてやゆすれば、じゃあ避難してくださいよという発信をした時に、何編で逃げればいいんですかっていうような、こんな漫画みたいな話になってしまいますので、私はまずシンプルに、そして、これは理想かもわかりませんが、先ほど議員がお示しいただいたなかで私も改めて見て思ったんですが、どうでしょうか、このレベル1を気象庁が発信した時に、住民の皆さん方の責務というんですかね、どうですかね、これ「とるべき行動」って書いてありますから、むしろ責務に近いのでしょうか。ここで「災害への心構えを高める」と、これどうですか、災害への心構え高めるなんて。こんなことをおじいちゃん、おばあちゃんに言うことが、果たして適当なんでしょうか。私はこれは理想かもわかりませんが。最終的には、よく言われますように、自助、共助、公助と言いますが、この災害にあたっては、やはりこの法律で生命と財産を守ると、行政の役割としてはしっかりと明記されておりますので、私はこの災害対応の部分においては、自助、共助、公助は当たらないんじゃないかなっていう、そういう認識でおります。何を申し上げたいのかと言いますと、すなわち災害があった時、もし皆さん、今、私もそうですけども、それぞれの皆さん方、普通に生活されておりますけども、何があつても守ってもらえるんだと。守ってもらえるんだと言ったら言い過ぎかもわかりませんが、何があつても行政がしっかりと私たちの生命と財産は守つ

てくれるんだという、そういうこの安心感をまず醸成できるような環境を我々が整えていかなければならない。なかなかそう言い切れるような、そういう財政的な、すなわちゆとり、さらにはマンパワーもありませんから、先ほど申し上げましたように、少しそこには自分たちで逃げられる方々、ここでこのレベル3において「高齢者等からの避難」とありますけども、まさに自分たちでできる方々は、まずここでは避難はされません。でも、避難される方についてはどんどん避難していただいて、そして高齢者の皆さんであるとか、こういうすなわち自らができない方々は地域でやっていただく、そして地域でできない方々は高齢者にやっていただくと、そういうようなこの自助、共助、公助が機能するような、そういうまちづくりというのを進めていくことによって私どもは皆さんの安心感を得ていきたいなと思っています。最終的には、行政がしっかりとこのことを、何度も繰り返しになりますけども、行政がしっかりと私たちの生命と財産を守ってくれるんだ、そういうような皆さん方が安心感を得られるような、そんなまちづくりをしていくことが肝要だと思っています。

今いろいろと議員とやり取りをしております、訓練、ですからそういう意味では、この警鐘を鳴らすという、繰り返してそういう鳴らすというよりは、皆さんこんなことあっても大丈夫ですよというような、言い切れるような、そんな私どもは計画をつくっていきますし、体制の整備をしていくということでもありますけども、そうした視点に立って先日災害訓練をいたしました。マスコミの皆さん方からも私どもに対して質問が投げ掛けられましたけども、住民の皆さんとの訓練はどうするんですかというようなお話いただきました。当然、年明け以降、しっかりとこれまでの訓練、さらには先日の直近の訓練を総括をして、何が課題であって、何が問題であるのかということを出して、それを解決を含んだ上で、私どもがしっかりと機能しなければなりませんから、この訓練と申しますか、この災害計画の担い手って誰かって問いかけをした時には、これ全住民でありますけども、まずはこの災害計画を実行していくのは私たち行政の役割でありますので、そこが機能するかどうか。そして、先ほど申し上げましたように課題が何であるのかということ、問題は何であるのかということ、そして何をなすべきなのかということをしっかり総括するために、この間、我々だけで訓練をいたしました。非常に県の評価委員も来ていただきましたし、また、国・県との連携、シミュレートもできました。非常に、手前味噌になりますけども良い訓練ができたと思っています。しっかりと総括することで来年度以降、住民の皆さん方と一緒に訓練を実施し、その際にはいろんな意味で議員の皆さん方にも、またご参加いただいて、ご指摘、ご提言をいただければというふうに思っております。

大変長くなりましたけども、もう一つ加えて、防災集団移転につきましては、適宜進めさせていただきます。議員が言われますように、どこかこの1カ所と申しますか、何人かの方々が避難をされれば、それが前例となって、いい意味での前例となって、いろんな意味で皆さん方の意識も変わるものと思っています。おかげさまで国・県との連携よろしく、スピード感ということにおいては、もうこれを皆さん方にお示しをして、3年近く経つわけですから、住民の皆さん方からすれば今か今かというお声があるかもわかりませんが、私どもとしては、これまで、先ほど都市建設課長からも事例申し上げましたけども、わずか5件しかないというそういう条件のなかで、そうい

うその前例のなかで、私ども80数件、対象者があるというなかで、スピード感を持って対応できたというような、そういうようなこの考え方に基づいて、私どもしっかりこれから進めていきたいと思っておりますけども、非常に国土交通省も協力的ではありますけども、悪しき事例をつくりたくないというような、そんなようなことも役所としてはこのユニバーサルな展開をしておりますから当然のことでもありますので、そういう意味ではなくて、私どもではいい事例、とにかく大洗に合った、基本原則として5戸以上まとまって、そして新たに区画整理をしたところ、先ほど課長が申し上げましたように、私どもはもう区画整理を新たにしなくても空いた土地がたくさんありますので、そういうところに移転していただく。ただ、それについても、どれだけ例外規定認めていただけるか、さらには、この地元としての適正、さらには地元のこの状況下をどれだけ折り込んでいただけるかということは、これから交渉次第でありますけども、しっかり私どもでそうしたこの地元の状況をお伝えしながら、住民の皆さん方にとってスピード感が見られるような、そういう展開をしていきたいと思っております。今年度と申しますか、今いろいろ補償であるとかそういうものを積算しておりますけども、事業認可と申しますが、私どもでこの計画をしっかりとお出しをして、20件なら20件、最初の先発隊として20件のこの申請をして、それで計画が認可されたら、もう一件一件スタートして移転をしていただくということになりますので、目に見えてその成果が出てくると申しますか、これはもう移転が始まったなど、誰の目にも明らかになるのが、早ければ来年のもう秋以降、遅くとも再来年にはそういうスタートが切れればいいなというふうに思っておりますので、またいろんな声、住民の皆さん方のお声をいただいて、私どもも適宜、先ほど申しましたように10回以上のもう説明会も開催しておりますし、門戸を開いて常にこの住民の皆さん方からの声をいつでももう聞けるような体制は整備いたしておりますので、またいろんなご意見等があれば、しっかりと私どもも賜ってまいりたいと思います。

何より勝村議員におかれましては、我が町の防災のお父さん、父として、これからも様々なご提言、ご助力をいただければというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） ありがとうございます。今後とも防災に対して宜しくお願ひしたいなと思います。終わります。

○議長（飯田英樹君） ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は午前10時40分を予定いたします。

（午前10時29分）

---

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

---

◇ 菊 地 昇 悦 君

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 日本共産党の菊地でございます。今日は通告どおり、ゆっくら健康館の今後の運営ということで質問をいたします。

「ゆっくら健康館 お待たせしました オープンです」これは23年前ね、町の広報紙で出された、そういうことです。23年前だということで、懐かしい、涙を流すほど懐かしさは感じないんですが、あっという間に20何年経っちゃったというふうな思いでいるんです。23年経ってですね、今この在り方が、問われているわけじゃないんだけど、廃止じゃないかというような声が出始めている。これは議会側からですけども、そういうことで廃止か存続かという、厳しく対立しているわけじゃないんだけど、今後どうあるべきかということで質問いたします。

10月の町会議員選挙の際にはですね、ゆっくら健康館、この質問ではゆっくら館とさせていただきますが、ゆっくら館が廃止されるというような話が、特に利用者の方々からそういう心配の声が出たということであります。そのような声が健康増進課のほうには届いていらっしまったのか、また、届いているとしたら、どんな声だったのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） では、菊地議員のご質問についてお答えいたします。

ゆっくら館廃止について決まっているとか、どうなんだということのお声は直接住民の方から健康増進課のほうには入ってきていない状況です。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） ゆっくら健康館、お風呂のほうね、あそこにはそれに心配するような内容のチラシとか案内のものが置かれていたというふうな状況でありまして、課長は上に上がらなければ見えないんでしょうけども、それほど、ある程度関心がね広まったという、これは事実だと思うんですよね。届いていないけれども、そういうようなことは聞いたことはないんですか。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） では、議員の再度の質問にお答えいたします。

今回、9月議会のところでゆっくら館の運営調査特別委員会のほうがございまして、そのなかで議員の皆様からご意見をいただいております。そのなかに、やはり令和7年度、指定管理期間が終了後には廃止に向けた検討を行っていただきたいということで、議員の皆様からの意見をいただいております。そのなかで、やはりそういう意見があれば、廃止に向けて動くんじゃないかということで、住民の方が聞いているなかで廃止に向けて動くのかなというところの意見をお持ちいただいているということは、こちらのなかでも理解はしていると。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 町民の方が不安に感じたのはですね、今説明されたように、9月議会で議会の調査特別委員会が廃止を検討すべきだと、そういう方向に進むべきだという、こういう報告書を

出した。これがそういう方向に動いていくんじゃないかという、そういう思いを持ったんだと思うんですね。それは決定したわけじゃないんだけど、そういう方向へいった。

そこですら、このゆっくら健康館は条例で定められていますよね。設置と管理に関する条例では、その目的として、町民の健康づくりを推進し、もって文化の向上と福祉の増進に資するため設置するというふうになっているんです。この条例の目的に沿ってですね、町民が心配するような、ゆっくら館を廃止しなければならないというそんな状況にあると認識されているのかどうか、その辺はどうですか。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） では、議員の再度の質問にお答えいたします。

ゆっくら館のほうで廃止に向けて検討しなければならない状況にあるのかどうかということですが、利用者の状況のほうをちょっとご説明させていただきますと、現在の利用者として、先ほど菊地議員のほうから開館当初のお話がされました。あの開館当初の時、年間で約20万人の利用者がございました。それが年々減少はしておる状況です。コロナ前、令和元年度になりますけれども、令和元年度は約13万4,000人の利用者がございました。コロナの最中である令和2年度に6万7,000人に落ち込みまして、令和3年度9万2,000人、令和4年度10万1,000人と、コロナ禍の影響を受けても、少しずつ回復のほうはしておりますけれども、やはりコロナ前の状況には戻りきっていない状況となっております。

私たちのほうといたしましても、令和5年度のところでは、若干令和4年度よりも11月の時点で約1,800名ほど増えている状況ではございます。ただ、やはりなかなか13万人というところの元の数字に戻すところまではいけていないというところもあるので、経営的には指定管理業者さんのほうから上がってくるやつでも、ここ2年続けてマイナスということで赤字決算が出ておるところを考えると、なかなかこの後、右肩上がりや収入が増えて経営していくというところは難しい状況にはなっているのかなという認識は持っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 状況はね、わかりました。人数は、当初はやっぱりさっき言ったように、お待たせしましたぐらいの話ですから、皆さん非常に楽しんだ状況だったと思います。それが、ほかのほうにもね、ほかの市町村にもそういうのができて、どんどんどんどん分散して利用するというで減っているんだけど、ただ、コロナ禍から、終わってから徐々に今は増えつつあるというような状況にあります。そして、赤字が問題だという話も伺いました。

これはもともと、黒字を生んで、利益を上げるためにつくられたものではないと思うんですね。設置条例にあるように、町民の健康づくりを推進し、文化の向上、福祉の増進のためだということ。このことからみてですね、今の赤字とか、利用者がまだ回復しきれないというようなことが、それが現象としてあるんです。現象としてあるんだが、設置目的、目指したその目的に照らして、運営は順調に進んでいるというふうに、これは理解していいんですか。問題点は問題点なんだけども、町民の健康増進、福祉の向上、これについてはどうなんですか。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） ゆっくり館のほうの目的でございます健康づくり、福祉の増進の点でございますけれども、やはりお年寄りの方も含めまして、ゆっくりしていただける温泉施設プラス健康づくりのためのプール、あとはジムですね、そちらのほうは、やはり何て言えばいいですかね、少しずつブラッシュアップをしまして、より住民の方が安心して使えて、健康づくりをしていただいて、ゆっくりリラックスをしていただける施設ということで、徐々に項目を変えながらブラッシュアップをしたり、新たに温泉のなかでもいろいろなイベントとかをしていただいて、使いやすく安心していただけるということで進めている状況なので、やはり使っていただいている方のアンケートのなかでも、それほど使いづらいとかということろは、どうしてもジム、プールについては狭いという意見が多く寄せられますけれども、温泉について、あとは指定管理業者で働いていただいている職員については、概ね満足というところの回答をいただいているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） それぞれ利用者からのね、いろんな声がある、これ当然だと思うんですね。よくやっているとかね、あそこをこうしたほうがいいんじゃないかとか、それはそれとして、ちゃんと聞いてですね、改善すべきところは改善していくということが利用増につながっていくもんだと思います。

そこでもう一点伺いたいのは、課題は、問題点は先ほど2点ばかり言われましたけども、その問題されている部分が廃止を含めた大きな課題となり得るものなのかどうかということですが、これについてはどうなんですか。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 経営的なものとしたしましては、ゆっくり館、約1億9,000万ないしの歳出がございます。そのなかで約6,000万円が利用者の方の収入から賄っているという形になります。残りの1億3,000万については、町のほうから一般財源の持ち出しを行いまして、運営のほうの1億9,000万に合わせているところでございます。この1億9,000万のお金に対して、町全体で見ただけの場合に、その1億9,000万がゆっくり健康館のほうで住民の健康づくり、福祉の増進のほうに役立てるお金として適切であるのかどうかということろの問題にはなってくると思うんですけれども、それが私たちのほうといたしましては、少しでも使いやすく、その一般財源の1億3,000万のほうを少しでも削減するような形で進めさせていただいて、そこがやはり町全体として見た時に、1億3,000万が妥当なのかということろの判断は、今後詰めていって、正しいものなのか、それで継続するべきなのかということろの判断はしていかなければならないところです。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 1億3,000万の話、これはね、この1、2年の間に急に1億3,000万必要になったのかどうかという、こういう問題じゃないと思うんです。もともとこのぐらいの町の負担があつたわけだよね。その時は廃止とかね、廃止の検討なんていうのは出てなかった。問題点は議会から

ありましたよ、ありましたけども、今のようなご答弁で、そんなことはなかったと思うんですね。急にそういうふうになったというのは、これは町の特別委員会の報告があって、それを受けてそのような考え方に変わったのかどうかという、それはどうですか。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 議員の質問にお答えしたいと思います。

当初、開館当初からですけれども、やはりゆっくら健康館の温泉部分の規模といたしましては、あちらだけで採算が取れる施設ではございませんでした。やはりそこには一財投入ということを行いまして、運営のほうを維持していくという体制をとってございました。やはり特別委員会のなかでもゆっくら健康館の在り方、お金の流れ的なものもどうなんだろうというところでご質問をいただいたところでありますが、やはり23年経ってきまして、今、機械設備、建物ですね、も含めまして、やはり老朽化というところの問題もございます。そちらのほうを、ある程度のお金をかけながら建物として維持することにプラス、ゆっくら館の運営として1億3,000万を継続してお支払いするということ、町全体としてのお金の流れで見た時に、やはり町として負担が大きくなってきているというところは検討しなければいけないかなと思ってございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 先ほどね、この検討は令和7年度、指定管理者が終わった後、検討に入りたいというふうな説明がありました。様々問題があるんだけど、この令和7年の指定管理者が今の契約終わった時点で、その時点で検討したいということと、今の様々な老朽化の問題、これはもともと老朽化するっていうのは事前にわかっているわけだけでも、その整合性というかね、どういうふうに理解したらいいんですか。令和7年度と一般的な経年劣化、これについてはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

令和7年度、指定管理期間のほうが終了いたします。その令和7年度が終わった後にゆっくら館をどうするかというところを考えるわけではなくてですね、執行部のほうといたしましては、その令和7年度、指定管理が切れるというところに向けまして、その前段階で建物ですとか指定管理の料金ですとか、今後、ゆっくら健康館として運営を維持していくのか、それとも廃止にということも含めました総合的な検討を行いまして、令和7年度の末には、どういう在り方が必要なのかということ、これは取りまとめをしていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） もうちょっと具体的に伺いますね。老朽化が、これは避けられないんだけど、大規模な老朽化というのは、今現在ではどういうところが考えられているのか、大体その改修費といいますかね、それが検討できるならば教えてください。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

建物自体といたしましては、特殊建築物の調査というのがございまして、そちらのほうで建物として維持できるのかということ、あとは外壁のほうに剥離がないのかということをチェックします。そちらのほうでやはり不良箇所が見つければ、そこは補整をしていかなければならないと。あとは屋根の修繕もそうなんですけど、屋根のほうももうかなり古くなってきていて、タワーのほうから見ていただくと、かなりさびが目立つような状況になってございます。そちらのほうも、やはり観光地というところもありますし、やはり修繕のほうは行っていかなければならないということもございます。あとは内部のものなんですけれども、やはりろ材も含めた循環系のものは、もうかなり古くなっていまして、議員の皆様の方にもご説明させていただいて、何度かポンプが壊れてしまったりとか、配電盤のほうも壊れてしまったりということでの修繕が出てございます。あとは火災警報装置も20何年も経っておりまして、やはり住民の安全を守るためには変えたいと思うんですけども、なかなか規模的にも大きいもので、今使えるうちそのまま継続して使わせていただいている状況というのもございます。なので、やはり建物のリニューアルをすると、やはり億単位のお金がかかってしまうということもございますので、そちらも含めて今の建物を今の状況で維持していくのかということ、やはり今後の運営については大きな問題になってくると考えてございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今の説明でね、どの辺がということがわかりましたけども、ただ、そのわかったんだけど、これはゆっくら館の2階の部分と1階の部分がありましてね、屋根とか様々なその建物自体については、これは全体の、その2階の部分が対象で、温泉施設とかねジムとかプール、これを廃止するという、その理由としてはちょっと弱いかなと。これは、あそこ全体の施設そのものが使えなくなるよという、そこに含んで考えなきゃいけないということになると思うんですね。それを温泉にまとめるというのは、ちょっと理由としてはね強引すぎる、理由付けとしては強引すぎるんじゃないかというふうには思います。純粹にプールとか温泉施設に関してどうなのかということ、ちゃんと説明していただかなければならないと思うんですね。老朽化の対策としては、そこで、じゃあ今の点、私の意見についてどうですか。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） では、菊地議員の再度の質問でございましてけれども、まず建物として1階部分にございます健康福祉センター部分ですね、保健センター部分と、あと社会福祉協議会が入っている福祉部門の建物です。あちらの部分については、町のほうで今、施設のほうの在り方ということで検討を進めている段階ですけども、移転、統廃合も含めて、やはりあそこにあるべきであるのかということですかね、移転も含めた在り方ですね。ほかのところと統廃合して別な場所に移動するということも含めて、そこは検討をしていかなければならないと考えてございます。

上の部分、温泉、プールの部分ですけども、やはり大きくなってくるのはボイラーですとか循環関係、ろ過部分ですね。そちらのほうは、やはりほぼ温泉とプールのほうで使われている状況になってございます。そちらのほう、仮にリニューアルをして、安全に仮に10年今後使えるということ

ころで設備を更新した場合にどのくらいお金がかかってしまうのかというところについても、そこは検討のところちょっと進めさせていただきたいと考えてございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今のお答えのなかで、移転すべき、検討を考えているというふうに言われましたね。公共施設で、町の中心部につくっているわけです。役場もそうなんだけれども、様々な公共的な中心的な仕事を担うそういう施設は、文化センターもそうだけでも、町の中心部に設置していると。これ、あえてそういうところにつくったと言ってもいいと思うんだけど、これ、まちづくりの観点から、これをほかの遠くへ移す、こういうことは、考え方はあるんだけど、だけでも、あえて町の中心部に置くということの位置付け、意味付け、これは非常に大事なんじゃないですか。何か簡単に考えるようなものでもないと思うんですよ。町の中心部に置くということは、その施設を利用した方々が、また、商店街とかね様々な形で地域の活性化とか、あるいは営業面で効果とかね、そういうものが含まれるんです。ただ建物があるというだけじゃないんだね。その辺は踏まえて今答弁されたのかどうか伺います。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 先ほどの答弁に対する回答ですけれども、私たちのほうでちょっと検討させていただいたのは、やはりある程度の規模の施設が確保できるのか、あとは、やはり健康増進のほうに来ていただく方、ほぼ車で来られますので、駐車場のほうがある程度の規模で確保できるのかというところを検討させていただいております。私たちのほうでも、仮に統廃合のほう、あそこの場所にあるべきなのかというところでの検討をしている段階で、具体的にどこというところで考えているわけではございませんので、宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） はい、わかりました。今の話、もう一度伺いますけども、移転を含めた、あるいは統廃合と言われましたけども、それを今考えていると。要するに、あそこが例えば廃止になっても、別のものがきっちりとそれは担保されて、計画が、計画といいますか考えていくんだというふうに受け止めてよろしいんですか。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 菊地議員のご質問にお答えします。

私たちのほうでやっております健康福祉センターというのは、町の福祉の増進については欠かせないものですので、やはり保健センター機能は維持プラス社会福祉協議会の機能も維持した形で、今後、町のほうでどういう形の在り方、どういう施設のほうの在り方が必要なのかというところは検討はさせていただきたいと考えてございます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） じゃあ、そこには今の温泉とかプールなど含めてね、そういう施設は、そこには含まれないということなんでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

どういう形で新たな場所というところ、仮に移るとすればですけれども、を検討していくかというところにもございますけれども、今現在、近隣のほうの状況を見ますと、公立、私の会社ですね、のほうを含めまして様々な運動系、温泉系の施設のほうがございます。やはりゆっくら館のほう、学校のプールがないという関係で、子どもたちに水泳の授業を行わせていただくという施設としての一部もございます。やはりその機能をどこか代替えが見つからなければなかなか動かすところは難しいだろうというところもございます。今現在、下入野の施設のほうにちょっと打診をさせていただいているのと、あと、旧旭村のほうにとちぎ海浜自然の家という施設がございます。そちらの中にもある程度の規模のプールがあるという情報もいただいておりますので、そちらのほうも含めて、今後、やはり町のほうで施設のほうを維持するのか、それともやはり代替えの施設のほうを検討していくのかというところでの話し合いを進めさせていただきたいと考えてございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 案外と検討、これから検討するというんだけど、結構具体的に考えてるんだなというふうに今聞いてて感じたんですよ。ただ、そのなかでは温泉は入ってなかったんだけどね、お金がかかりすぎるから、もうやめてしまおうかというような思いなのかもしれませんけども、プールについてはね、そういう考え方があるということはわかりました。管理と設置法からしてね、立場から見ると、温泉施設も非常に大事だというふうには考えていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思います。

ここからちょっと町長に伺いますね。

9月議会で議会の調査特別委員会から審査報告書が出されました。これ、読まれたと思うんですけども、どうだったですか。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 菊地議員からは大変時宜を得たご質問をいただきましてありがとうございます。

どうだったという感想ですが、やっぱりそうかというような、そんな感想を受けました。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この報告書の最後にですね、結論ともいえる内容として、特別委員会の本委員会としては、財政面と経営面を総合的に勘案すると、廃止に向けて検討を進めるべきと報告に至るんだが、今後、町がゆっくら館の運営、在り方について検討を進める際には、今回の報告書の内容を十分に考慮することを求めるというふうになっています。これと併せて、結論に至る前には議会にも説明をしてもらいたいと、こういうふうになってるんですよ。このわずかな文章なんだけれども、ここには三つ強調されているんですよ。一つは、財政面と経営面を考えると廃止に向けて検討しなきゃならない。これは議会側の考え方ですよ。町に対しては、運営の在り方について検討を進める際にはということで、町に対する。最後に、その進める際には、内容を十分考慮して

欲しいという、そういう話です。この運営の在り方について検討を進める際にはということは、要するに廃止もあるし、そのまま続けると、あるいは今言ったような移転ということもあるんだろうけども、これは廃止を前提として考えていくべきだという、これを述べているわけではないんですよ。検討するということだから、在り方の検討だから、そうだと思うんですよ。そういうふうに私はこの最後の文章を理解すべきだと思ってるんですが、この辺はどうですかね。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 二元代表制の一翼を担う議員の皆さん方からのそういうご意見でありますので、私どもではそれを尊重してしっかりと検討を進めていきたいというふうに思っております。ただし、結論から申し上げますと、まだその廃止であるとか存続であるとか移転であるとかということは、全く決まっておられませんし、これからしっかりとそれを検討していくということでもあります。ですから、議員が言われるように、何か初めから廃止ありきでやるということではないということだけは申し添えていきたいというふうに思っています。その間において私どもでもいろんな調査をして、情報開示をしていきますから、今日はもう廃止反対と言われる皆さん方に傍聴いただいておりますが、そうではない、すなわち、もう廃止をしるという方々も住民の皆さん方には多数いらっしゃるって、私のところに、そんなにお金をかけんだったらやめろというようなお話もいただいていることも事実でありますので、やっぱり民主主義でありますから、しっかりそういういろんなお声を聞いて、当然今利用されている皆さん方のそういう思いというのは大事にしていかなければなりませんけども、当然この1億3,000万の金額だけではなくて、ただし、この1億3,000万という額というのは、私どもの財政力からしたら非常に大きな数字でありますので、10年経てば13億、20年やれば26億。私が一番問題だと思っておりますのは、この議会でいつも申し上げておりますけども、私が初めて議員に当選させていただいた時、これは菊地議員と同期ですから忘れもしませんけども、2万数千人、人口が、在籍がありました。今1万6,000人を割っております。1万五千数千人。しかもその数字には外国人の人口も加えられております。そして、勝村議員からも先日、このボードに示していただいて、いろんなご提言をいただきましたけども、人口構成からするならば、14歳以下の人口と65歳以上の人口が、大体同数であったものが、今や65歳以上の人口が、いわゆる14歳以下の人口の3倍もいらっしゃるということ。これは決してその方々が悪いということじゃなくて、長寿は幸せなことですから極めていいんですが、100歳以上の人口に関しましても、今年なられた方が4人、101歳以上が、すなわち16人、99歳、来年100歳になる方が、すなわち17人ですから、100歳以上、このまま長生きしていただくと33人。しかし、令和いうところの4年中に生まれた方々が48人、どうやってこれ成り立たすんだと。そして、悪い統計数字でゆくならば、これはおそらくほぼ的確にいくでしょうけども、人口推計からすると20年後には1万人を割ってしまう。ですから、何が申し上げたいのかっていうと、この人口が減るなかで行政サービスであるとか、学校の統廃合は老朽化にあわせてやりましたけども、それでも今後この4校を維持するということが不可能であるということ。そして、この20年、30年の間で行政サービスに、ほぼ変化がなかったということが私は一番の問題であろうと。ですから、ゆっくり健康館の問題も菊地議員が今言われますように、今何故こんなこと、確かにおっ

しゃるとおりでありまして、本来は時間をかけて議論をしていく、時間をかけて変えていくということをしませんでしたとならなかったものが、今、老朽化が見えてきた。さらには非常に多額の財政投下があるということで、どうしようかという議論になったものと。そして、議会の皆さん方も本当に熱心に研究、そして検証をしていただいた証ということで思っておりますので、私どももそういうこと、将来ビジョンを見据えて、それはやってやれないことはありませんけども、1億3,000万という金額が果たして適当なのかどうか、さらには、これを続けていくこと、これ行政サービスっていうのはたくさんサービスをしていかなければなりませんから、こういうプライオリティとして、果たしてこのプライオリティとして、その優先順位として、ここに1億3,000万を投下していることが果たして適当なのかどうか、本当に優先順位として理にかなっているのかどうか、そういうことを総合的に私どもで判断をして、また議員の皆さん方にお示しをし、住民の皆さん方にお示しをして、住民の皆さん方からもこれはお声をいただかなければなりませんから、そういう丁寧な作業を繰り返すことによって着地点を私どもはしっかり見出していきたいというふうに思っております。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今、1億3,000万の話出ましたけども、これ後でもう一度伺いますが、この運営の在り方について検討する際には、これは町に対する要望で、内容を十分に考慮すべきと。この報告書を見ますとですね、私もこの特別委員ですから、このまともに直接には関わってないけれども参加しているんですよ。そのなかでゆっくら館の運営について問題は何かということで、問いかけて、一番多いのはね、利用者が少ないということが挙げられている。9人の方が。もう一つは、維持管理費が、経費が高いという、これが9人いらっしゃいます。指定管理料が高いというのが5名いらっしゃった。こういう状況です。それで、施設の機能について問題点が指摘されているのが、施設が老朽化しているということが先ほどから言われていましたが、これが9名おられる。清潔感がないというのが5名いました。運営方法について何が問題かということで、これは一番多いのが閉館する時間が早すぎる。これ5名おります。開館の時間が遅いんじゃないかというのが3名。あるいはジム、プールを活用したプログラムが少ないというのが4名。こういう状況であって、結論的に廃止に向けて検討を進めるべきだというのが10名ですね。こういう報告になったんですよ。

このなかでいろいろと財政面、あるいは運営面、機能面について、それぞれの意見があるんだけども、これはその現象としては確かにそうだと思うんですよ。例えば収入が少ない。施設の利用者が少ないといった場合に、それで、それはそれとして現実にあるんだけども、それがもうどうしようもなく変えられない、改善できない、そういう問題なのかどうかというところも考えなきゃいけないと思うんです。指定管理料が高いと言われてはいますけども、これはもう変えようもないことなのかどうかと。閉館時間、あるいは開館時間の問題もね、これはもうどうしようもないものなのかどうか。こういうものがあるから、これらは運営する上で改善点としては出てくると思うんですよ。これらは改善すれば、もっともっとその経費の削減、あるいは利用者の増加、こういうものを見込めるものだと思うんですよ。問題点は問題点なんだけども改善点でもあるというふうに捉えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに思って、町に対して十分考慮すべきというのは、

そこら辺はね考慮すべきじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） これは菊地議員、決して言葉尻をつかむわけじゃありませんけども、私はいろんなところで、これは議員も同じですけども、例えば大洗、〇〇があったらいいねとか、スターバックスが来たらいいねっていう話をされますけど、これ、私も全くのその分野においてはド素人ですけども、我々一般の要望、思いとしてはいいんですが、プロの方々って全部そういうことをしっかり検証してますから、ここはもう海からはお客さん来ませんので、私はどちらかというところと広がりが強すぎるから、お前はそういうこの経済有利性といいますか合理性ばかりで言ってんだらうって話になるかもわかりませんが、しかし、採算が合わないからそういう失点がないわけですよ。前置きになりましたけど、前置き長くなりましたが、結論から申し上げますと、私、指定管理に出す前にいろんな事業者に伺いました。先ほど菊地議員も言われるように、また、うちの本城課長が答弁いたしましたように、もう非常に今、周りにある施設から見ると、もう老朽化だけではなくて、様式も合わないんですよ、もう。狭いとかいろんなことがあって。もうプロの皆さん方がね、これは我々は素人っていうか今の立場からすれば、できるだけお客さん来てくれるようにしてくれと、また、もっともっと赤字にならないようにしてくれと、そんなことわかってますよ、プロの皆さん。プロの皆さんやっても、これはもう難しいぞっていうのが前提にあるわけですよ。1億3,000万、高いっていう議論がありましたけど、これ今までの町で財政支出しているほぼ平均値なんですよ。平均値よりちょっと下回った形で1億3,000万決めてるんですよ。これですから、私はこの5年間でこれを食い止めるために指定管理をして、その間にプロにお願いをして、プロの皆さん方がやって、どこまでできるかと、どこまでこの赤字を食い止めたり、客層を増やすことができるのかっていうことに私はお願いするために指定管理で募ったわけですよ。

それでもう一つ申し上げれば、これ指定管理で申し上げましたけど、これ電気料の値上げしている、値上げになっている。大体令和3年、4年で比較しますと、もう燃料費だけで何千万も上がっちゃってるんです。1,000万、500万ぐらい上がってるのかな。これ、うちで払ってないんですよ、指定管理者に。本来なら請求されれば払わざるを得ないんですよ。指定管理者、頑張ってくれてるんですよ。ここは。もし指定管理していかなければ、うちはその電気料の値上げ分とか燃油の値上げ分、支払わきゃなんなかったんですよ。これ、止めたということ。止めたかったんですよ、私は。1億3,000万でもうこれから先、それはウクライナの戦争であるとか、さらにはこんな物価高騰を見越して私はそんなことしたわけじゃない。たまたまそこ合致したんですけど、もしこれやらなければ、町の財政支出はもっと増えてたんですよ、現実には言え。そういうようないろんなことがあって、今言われるように、もっと10時までにしたらいい、11時まで、それはこっちは言うのは勝手ですけど、それも含めた上で事業者っていうのは、しっかり整理して、やっても人が集まらないと。今これつくばでは、御存知だと思いますけども、役所の閉庁時間を切り上げてるんですね。窓口の。もうとにかくその時間帯に集まらないと。人が、住民票取る方いないと。そういうふうにもう切り替えて、そして、もし遅く取る方はコンビニでやってくれて、そういう話になっているわけですよ。です

から、簡単にそういうのを申し上げて、当然声としては私もそういうお願いはしますし、菊地議員が言われたようなお声は大事に、私も事業者に伝えますけど、そういう簡単なもんじゃないところまできてるっていうことは私にご理解いただきたいと思う。何ならば、議員のお知り合いのそういう指定管理やられたり、また、自分で温泉施設やられている方々に見てもらえたらどうですか。これはもう確実にそのことがわかるわけですから。だから今後、今申し上げたように、人口も減少していく、担い手もいなくなる、しかしこれ、料金値上げすれば解決できるんですよ。本当に合ったような値上げしていけば。でも、それは住民の皆さん方に、そんな負担を強いらせることってできないじゃないですか。ですから、そういうなかでどうあるべきかということを考えて、そして、これはタラレバになるかもわかりませんが、スタートの理念は議員言われるように住民の皆さん方の健康増進を願ってつくらせていただきましたけど、今申し上げたように、先ほどの答弁のなかで申しあげましたように、20数年ずっと何の変化もなかった。これゆっくら館だけに限らず、いろんな政策が変わりませんでしたので、時代の役割をずっと果たしてきたけども、今の時代に行政が担うことが果たして適切かと。もし今まさる状態だったら、皆さん方に私どもで温泉施設、新しくつくりますよって、ご承認いただけますか、これ。おそらく、今もうこんなもの議会でやるもんじゃない、町がやるもんじゃないよって、議会で否決されちゃうんじゃないですか、これ。例えば、斎場を私いつも例にとるんですが、斎場、これはもう非常に重要な施設ですから財政投下もやむないと。でも、もし今、大為さんが近くにありますが、大為さんがやっていたら、大為さんで担ってもらって、もし住民が利用する際には住民サービスですから、これ住民がほぼゼロでできるような、いわゆる町で負担をするということも、それも一つの考え方。潮騒の湯がもしあったら、初めからあったら、じゃあ潮騒利用する方には、ゆっくら館と同程度の、住民の皆さん方に負担をしていただくと、こういう役割分担していきませんか、これはもう成り立たないですよ。どうやってやるんですかと。それでも住民の皆さん方が、いいよと、もうほかの施策はいいし、これは孫にツケ残してもいいから、ゆっくら館ずっと継続していくらでも金ぶっ込んでいいよっていうんだしたら、これ極端な話ですけど、それはそれで私どもも受け止めて、しっかり進めてまいりたいと思いますけども、そういうものも全部総合的に私どもでこれからつぶさに、議員の皆さん方にしっかりとお示しをしながら、検証、検討していきますので、またいろんな意味で声を上げていただければと思います。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） いろいろご答弁いただきましたけど、私の意見じゃないんですよ。これ、議会の報告書として、これが問題だから、ここを改善すべきじゃないかというのを併せて提起しているんですよ。議員のみんなです。ですから、こういうものを考えて運営の在り方を検討すべきだというふうに述べていると思うんですよ。

1億3,000万の話出ましたけど、経費の話ね。じゃあゆっくら健康館が特別にその税金を使ってるのかと、使いすぎてるのかということ考えた時に、金額的には多いんですよ。例えば町民会館、文化センター大ホール抱えている町民会館はどうなのかと。これは令和4年度の決算ですけども、年

間で2万1,800人が利用されている。使用料としては444万円ですよね。444万が入ったんだけど、じゃあ、どれぐらい使ってるのか。2億9,500万円かけてるんですよ。町民会館の保守管理業務委託料では1,115万円、年間。管理費は3,900万。こういうぐらいの経費、税金を投入しているんですね。もう一つ、運動公園の管理業務ありますが、これは484件で年間2万3,000人、令和4年度ですよ。この利用料の収入は244万円。出したお金が1,830万円。こんな状況なんです。ですから、それから見るとね、ゆっくら健康館は10万人ぐらい超えてるんですけども、そして収入としては先ほど6,000万ぐらいあるというようなことを考えると、まあ、そういうなかで特別このゆっくら館が税金を、額としては大きいんだけど、特別組上に上げるような内容じゃないと思うんですね。ほかのもの、施設もね、そうなってくると、同じような理屈で存続しているのかということにもつながる理屈だと思うんですね。公共施設っていうのは、大体そういう形で成り立っているんじゃないですか。例えば、だから先ほどちょっと坂本議員と話したんだけど、だったら全員無料にして、入ってね、1億3,000万無料にして、利用者をもっと20万、当初の20万ぐらいにすればね、1人当たりが非常に効果、町民にそれがうまく活用されてみんなに喜んでもらえるという、そういう在り方もあると思うんですね。お金取るだけじゃなくて、タダで利用してもらって、健康増進とかそういうことに活用してもらおうという、そういうことだって考えられる。これ、町長だったら考えてくれるんじゃないかなと思うところもあるんですけども、そういうことだと思うんですね。特別、ゆっくら館だけ強調されるというのは、ちょっと心外だなというふうには思うんですね。その辺はね、こういう事実からありますので、どうですか。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） ありがとうございます。私も同じような認識は持ってます。ただ、ゆっくら健康館というのは、目的が成果というか単一ですから、これは旧文化センター、いわゆるトヨペットスマイルホールとか公民館というのは、目的が単一化していませんし、また、さらには何が申し上げたいかという、代替施設があれば、それはそれで補完してやれるんですが、代替施設がないじゃないですか。それと、何度も申し上げておりますように、じゃあ、今日から行政でスタートしますよっていった時に、今はもうそういうことやってる自治体なんかないですから、今の時代とちょっと違うんじゃないですかということを申し上げたいんですよ。だから、今利用している方々のそれは思いに至って、どういうふうにソフトランディングしていくかということは、しっかり私どもで研究、検討進めていきたいと思えますし、また、いろんなこの方向性、可能性を否定せずに、ですから議員が言われるように、これ議員ご指摘のもっともなところではありますが、初めから廃止だとかそういうことをありきで検討することじゃなくて、まっさらなベースで、役割としてどうなんだと、そしてプライオリティとしてどうなんだと。補完する施設が周りになれば、これはこれで私どもでしっかり担わなければなりませんけど、先ほど来から議論がありますように、もうこの周りに民間の施設いっぱいできているなかで、果たしてどうなのかなと。プールについても、補完できるならば公の利用、広域利用ということもできますので、そういうものもしっかり進めてまいりたいというように思っております。そして今、町民全員無料、これはいい発想だと思いますけども、

どうでしょうこれ。無料にして、わーっと来られちゃったら、あの小さいところで成り立たないし、またこの新たな課題が生まれてくるでしょうし、何より私が一番危惧しておりますのは、いつもこの本城課長から連絡あるという、大体がこの問題であったり課題であったりするものですから、びくびくしてるんですが、あのゆっくら館のボイラーが壊れたとか、もう頻繁にそういうことが起きてますので、果たして今後も継続してやっていけるのかなと。かといって大規模改修となった時に、それだけのお金を投下することができるのかなと、適当なのかな、そういうこともしっかり整理、判断した上で議員の皆さん方とより良い方向性、すなわちソフトランディングというものを求めていきたいというように思っております。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 町民全員がという場合はね、全地域がいつちゃったら、これは大変なことになっちゃう。だから具体的に言えば、地域を限定してね、1カ月に1回とか2回がその地域が割り当てるようにやればね、集中することはないという、そういうことも含めて言ってます。

最後になりますけども、町の第6次の総合計画、このなかで町の将来像について町民のアンケートを取ってですね、その結果が示されています。一番多かったのはどんなことかという、健康と福祉が充実して、心豊かに生活できる健康福祉のまちということを望んでいる方が1,142ポイント、2番目が安心・安全のまちで910ですから、断トツといえば断トツなんですね。そういうふう願っている方が多いということです。

そして、このアンケートの結果を受けて町の課題として示されているのがあるんですよ。住民のニーズを捉えて施策の展開をしていくことが求められているというふうにはっきりと示しているんですよ。これはね、まさに健康福祉センター設置条例にある目的、町民の健康づくりを推進して、もって文化の向上、福祉の増進に資するというのを先ほども言いましたが、そこを望んでいることが町民の方々の意識調査としてはっきりと示されているというふうに私は感じております。ですから、今、高齢者の方含めてですね、ゆっくら健康館の温泉とかねプールとか、こういうことは高齢者が集まる大変楽しい場所だと、憩いの場所だというふうに、そして交流の場所、そういうふう非常にあの施設があることを喜んでいるんですよ。そういう思いもしっかり受け止めていただいて、これからのね運営の在り方については検討を進めていっていただきたいなど。願わくば、私は、あそこにしっかりと、いずれは廃止するという時期はね、必ず来るわけで、建物ですからね、そういうことは有り得るかもしれませんが、ゆっくら健康館の存続をね、是非検討を進めてもらいたいということを強くお願いしまして終わります。ありがとうございます。

○議長（飯田英樹君） ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は午前11時45分を予定いたします。

（午前11時34分）

---

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 柴田 佑美子 君

○議長（飯田英樹君） 7番 柴田佑美子君。

[スクリーンを使用しての質問]

○7番（柴田佑美子君） 7番、公明党の柴田佑美子でございます。今回、子宮頸がんワクチンの更なる情報周知をとということで質問をさせていただきます。

私は過去に2回、子宮がんワクチンについて質問をさせていただいております。まず、積極的勧奨の再開についてということ、そして、差し控えられた期間の方々への補助の推進、そして9価ワクチンの定期接種が開始されるとともに、これを接種対象者に対しての詳しい情報周知をするべきということの内容で過去に質問をさせていただきました。

今回ですね、こちらちょっと文字小さくなっていますので、タブレットですので、ちょっと引き延ばして提示させていただきます。

今までのこの経過について、ちょっとだけ触れさせていただきます。

これまでの経過ということで、令和4年度にHPVワクチンの接種的勧奨が再開されました。そして、それに伴い、約9年間の勧奨差し控えの影響を受けた対象者も3年間の期間限定で定期接種と同条件で接種がされるようになりました。そして、令和4年のキャッチアップ接種の開始に伴い、各自治体では対象者への郵送通知が実施されております。そして、令和5年度からは、よりカバー率の高い9価ワクチンが定期接種として使用できるようになりました。この定期接種の対象者になりますが、小学校6年生から高校1年生相当の女子、そして対象期間は高校1年生相当の年度末までが期間となります。そして、キャッチアップ接種ということについてです。これは積極的勧奨が控えられてしまった期間があります。1997年度生まれから2006年度生まれの、現在高校2年生から26歳相当の方がこのキャッチアップ接種対象になりまして、対象期間が令和4年4月から令和7年3月までのこの3年間は、この対象者と同様、無料で、5万から10万かかるワクチン費用を無料で接種しますということになります。

前段階はこれでおしまいにさせていただきますけれども、今回、子宮頸がん撲滅への取り組みということで挙げさせていただきます。

2023年6月に国立がん研究センターは、HPV（ヒトパピローマウイルス）が引き起こすこの子宮頸がんの国内の現状や予防策をまとめた報告書を公表いたしました。報告書では、子宮頸がんの死亡率が減傾向の諸外国に対し、国内では横ばいが続いているデータが紹介されております。こちらになります。ちょっと色が薄くて見づらいですかね。1990年、この前後にイギリスやオーストラリア、アメリカよりも低かった日本の死亡率ですが、現在では上回っていること、そして、罹患率も増加傾向で、特に20代から40代の若年層が増えている現状が分析されております。これ、緑がイギリスです。黒がオーストラリア、ブルーがアメリカですね。ずっと1990年代は高い死亡率になっ

ておりましたけれども、日本はこの赤なんです、ずっともう横ばい状況が続いております。2015年度は、どこの国よりも高い罹患率と死亡率になっております。

一方で、この先進国では、近い将来、子宮頸がん撲滅も可能だと予測があるようです。同センターの片野田耕太データサイエンス研究部長は、子宮頸がんはワクチンと検診によって予防できる。積極的勧奨の中止で接種を逃してしまった世代への対応が急務と呼びかけています。

令和4年度、HPVワクチンの積極的勧奨が再開され、併せて積極的勧奨差し控えの影響を受けた世代に対してもキャッチアップ接種が開始されました。キャッチアップ接種対象世代には、ワクチン接種率が1%未満という学年もあり、次、こちらのグラフをご覧ください。将来の子宮頸がん罹患を減らすためには、この機会に接種を進める必要があります。キャッチアップ接種は、令和6年度末までで3年間の時限措置となっており、期間内に3回接種を完了するためには、令和6年9月末までに1回目の接種を開始する必要があります。そこで、来年度に接種期限を迎えるキャッチアップ接種対象者の状況について伺います。

本町のキャッチアップ接種対象者の人数はどれくらいいますか。また、令和4年度および直近までのキャッチアップ接種対象者の接種率を伺いたいと思います。お願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 柴田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、HPVワクチン、子宮頸がんワクチンですね、のキャッチアップ接種の機会を逃してしまった方、総数でございますが、778名が町内のキャッチアップの対象人数となります。令和5年度は、今現在の数になるんですけれども、接種を開始した方が41名、昨年度ですね、開始をされた方が66名、合計で107名の方がキャッチアップ接種のほうを開始されておまして、接種率としては約13.8%となっております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 柴田佑美子君。

○7番（柴田佑美子君） ありがとうございます。対象者が778名、そして、令和5年度41名の方が開始され、3回接種するということがありますので、本年、現在までに107名、13.8%の接種があるというご答弁だったかと思います。ただ、これは全国的な接種率のグラフですが、全国的な平均になっておりますけれども、接種的勧奨を控える前はもう70%台の接種があったということです。

続きましての質問です。キャッチアップ接種対象の少し上の世代である1995年生まれから1998年生まれ世代の接種率が70%であることを考えると、現在の接種率は相当低いと感じられます。接種率の伸び悩みは何が原因かと考えられますか。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

やはり接種率のほう落ちてしまった原因といたしましては、積極的勧奨が始まった時、やはりテレビなどでかなり副反応が出てしまうという報道がされました。ご本人プラス親御さんのほうでも、やはり子宮頸がんのワクチンのほうの接種というのが、ちょっと恐怖感があるというところがあるかと考えてございます。私たちのほうといたしましては、やはりその機会のほうがあるので、

積極的に打つ打たないのほうの判断を含めて検討できる資料のほうというのを該当の方にお送りするなどして周知を行いまして、やはり機会があるのであれば積極的に活用をいただきたいということで周知のほうを行っている状況でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 柴田佑美子君。

○7番（柴田佑美子君） ありがとうございます。キャッチアップ接種最終の年度である令和6年度には接種期限を迎える高校1年生から27歳相当の未接種者全員に対し、最終期限のお知らせを送るべきと考えますが、本町はいつどのようにこの内容を実施するのでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 議員の再度の質問にお答えいたします。

町のほうのまず個別通知の状況でございますけれども、国のほうがまずキャッチアップのほうが始める前ですね、令和3年12月に高校生のほうに定期の接種が迫っているという通知を行わせていただいております。また、令和4年度の2月には中学3年生向けに定期の期限が来年だけの可能性があるので、ご注意くださいを受けていただきたいという形の通知を送っております。結果的にはキャッチアップができたので延長にはなったんですけれども、そういう通知をさせていただきました。令和4年4月にキャッチアップが開始されましたけれども、その時にキャッチアップの対象者の方に勧奨の通知のほうを送ってございます。こちらは、キャッチアップのほうが始まりましたので、是非接種のご検討をいただきたいという形での通知を行いまして、また、キャッチアップの対象であります令和6年度末、令和7年3月31日に向けまして、やはり接種間隔がどうしても半年かかってしまう。1回目、2回目、3回目という形で接種をすると半年かかってしまう接種なので、年度の入ったらすぐになんですけれども、今までまだ接種のほうを開始していない方について直接的に通知のほうを送らせていただいております。お忘れではないですかということで、やはり知らないうちに過ぎてしまって、もう間に合わないというところがないような形で、取りこぼしがないような周知の仕方をしていきたいと思っております。

また、キャッチアップだけではないんですけれども、やはり機会をつくるために、学校さんのほうも協力いただくなどして複数の情報経路ですね、をとって住民の方の耳に複数回そういう情報が届くような在り方をちょっと検討させていただきたいと考えてございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 柴田佑美子君。

○7番（柴田佑美子君） ありがとうございます。期間内に接種できるように、町民に寄り添った、わかりやすい内容で実施していただけますよう宜しくお願いいたします。

今、答弁のなかで個別勧奨を何度かしていただいているということで、大変丁寧な取り組みをしていると感じました。しかし、まだまだその積極的勧奨が中止になった原因である副反応への恐怖心が残っているのではないかという答弁がございましたが、正確な情報、そしていろいろな機関との連携をしながら、本当に皆さんに情報をお伝えしていくことが大変大事だと感じております。ただいまの答弁のなかで学校さんとの連携も考えていくということですか、複数の機関との連携も考えてまいりますという答弁がございましたので、本当に町としてこの対象、積極的キャッチアップ

ブ世代の人数が778名の方がいらっしゃるということで、このデータサイエンス部長も、このワクチン接種と定期的な検診で撲滅、子宮頸がんの撲滅の可能性はあるということで発表しておりますので、しっかりこの明確なデータに沿った周知をしていただけますようお願いしたいと思いますが、最後に何かございましたらお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） 再度の議員のご質問にお答えしたいと思います。

やはり定期的な子宮がんの検査と、あと、このHPVワクチン、今現在2価、4価という以前からあったHPVワクチンのほうと今年4月から9価ワクチンという形で新たなワクチンのほうが承認になりまして接種のほうを進めている状況です。以前の質問のほうでも答えさせていただいたんですけども、2価、4価については約60から70%の予防率ですね。子宮頸がんにならない確率で、9価になりますと約9割、90%の予防の確率が上がるということでいわれておりますので、積極的に打っていただきたいという思いがやはりございます。やはり二十歳を超えた後は、その予防接種を打った後でも、やはり子宮がんの検査のほうは受けていただいて、早期発見に努めていただくというところが、その後の人生のほうでもやはり皆さんの幸せのためには、やはりかからないというところが一番ですし、仮にかかってしまった場合には、早期に発見して無事に治療を行える状況というのが、やはりふさわしいと思いますし、将来的には、もう大洗町からは子宮頸がん全然出てないよというようなところを目指せる予防ができるがんだと思ってございますので、やはり積極的な勧奨というのは進めていきたいと考えてございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 柴田佑美子君。

○7番（柴田佑美子君） ありがとうございます。将来本当に大洗町内からは子宮頸がんの罹患者を出さないような取り組みを進めてまいりますとの強いご決意をいただきましたので、是非積極的に周知、そして情報公開をしていただいて、対象者には皆さんに情報が届くようにしていただきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。この質問は終わりにしたいと思います。最後に、町長、お願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 柴田議員からは、いつも人に優しい、そして人の思いや痛みに寄り添うご質問、ご提言をいただきまして本当にありがとうございます。まさに議員おっしゃるように、命を最優先としたことによって生まれた乖離ですから、このことについては否定もできませんし、むしろ合理的な判断であったと総括をします。こんな乖離が生まれたことによって一番危険なのは、今度はもう、少しぐらい何か問題が起きる可能性があったとしても、どんどん進めちゃえってなることが危険ですので、私どもはこれはしっかりこの妥当な判断であったなど。しかし、振り返ってみれば、やはりワクチンを接種したほうが良いという、こういう結論に至ったわけですから、しっかり私どもでも今、本城課長が申しあげましたように、個別の勧奨を進めていきたい。先ほど防災の際にもお答えさせていただきましたけど、我が町の脆弱性、優位性、特にこの優位性については、小さい自治体であるということ、それから、対象者が限られるということでもありますので、しっか

りその個別のプログラムが組みやすいということ。逆側から見た時には、すなわちこの個別のプログラムが組めなかったとするならば、これは不作為の作為に当たってしまうようなそういうような懸念も持たれるわけでありますので、しっかり一人一人の思いに寄り添って、また、そういう状況に寄り添ってしっかりと進めてまいりたいと思っております。

それから、ここで一つ見えてきましたことは、非、いわゆる行政のよく言われるところの、これもまた弱い部分でありますけども、情報の、住民の皆さん方と行政とのいわゆる情報の開示と申しますか、情報を皆さん方に知らせるということにおいて、どうしても非相称性が見られるということ、我々が持っている情報を伝えたいと思っても、なかなかスムーズに伝わらないということがあることが多々見られますので、私どもではそういうことがないように、正しい情報をしっかりとスピード感を持って住民の皆さん方にお知らせをするというような、そんな機能も、逐一これは唯一絶対的なものはありませんから、時代時代で、SNSであったりとか、更にはいわゆるヒト対ヒトであるとか、紙ベースであったりとか、いろんなやり方あると思いますので、あらゆることを総括しながら、あらゆる可能な手だてを使って、しっかりとそういう、いわゆるこの子宮頸がんのことを契機に考えるならば、いろいろな私どもが持っている情報、そして皆さん方にお知らせしたいような、そんな情報については、しっかり伝えるということにおいて今後もあらゆるいわゆる広報手段を活用しながら進めてまいりたいと思っておりますので、またいろんな意味で私どもで抜け落ちた部分であるとか、こんなことをお知らせしたほうがしっかりいいよとか、先ほども菊地議員から住民の皆さん方の思いを受けて、こんな不安があるよということでご質問いただきましたので、私どもも非常にこれにおいては、今後、施策の展開を進める上で非常に有り難い話でありますので、いろんな意味でご提言をこれからもいただければと思います。

○議長（飯田英樹君） 7番 柴田佑美子君。

○7番（柴田佑美子君） 続きまして、2問目の質問に入らせていただきます。自転車ヘルメットの購入補助制度をとということで質問させていただきます。

本年4月1日から道路交通法61条の11、第1項の規定により、自転車の運転者は乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならないと改正されました。今まで道路交通法では、ヘルメット着用の努力義務があったのは13歳未満の子どもだけが対象でありましたが、年齢制限が撤廃され、自転車を運転する全ての人を対象になりました。公益財団法人日本生産性本部の自転車活用推進研究部会は、自転車ヘルメットの着用状況や意義についての全国実態調査を2020年に実施いたしました。調査の結果、13歳以上の年齢になれば歳を重ねるごとに、ごく少数の人しか着用せず、自転車ヘルメットを着用している人の割合は全国平均で11.2%という着用率しかありませんでした。全国では愛知県が首位で29%、茨城県は13位で13%でした。愛知県が首位だった背景としては、10年前の2013年から愛知県の条例で全国に先立って全ての年齢でヘルメット着用が義務化されたこと、また、2015年には約3万人の高校生全員に県がヘルメットを無料支給していたことなど、着用に向けた積極的な支援があったことが挙げられると思います。着用することにより、自転車乗車中の死亡、重傷事故を減らすことのできるヘルメット、最近は多くの子どもが着用している一方、高校生以上の大人では

着用はごく一部にとどまっている実態が明らかになっています。まだまだ国民には自転車を運転する際にヘルメットを着用するという習慣がない状況が伺えます。

2020年の警視庁調査によると、事故が起きた場合、ヘルメットを着用していないことによる懸念として、1点目として、命を落とす危険率がデータ上2.6倍に高まっていること、そして2点目として、裁判では未着用の場合、過失として主張されることが予想されるため、過失相殺上も不利になり、本来受けられる弁償額が減額される可能性が増えることの2点が挙げられています。万が一、自転車での走行中、事故に遭遇した場合、自転車に比べて余りにも無防備です。自転車事故における悲惨な状況を減らすことが重要だと考えます。

ここで質問いたします。生活環境課長に質問いたします。

まず、近年の自転車事故の状況とヘルメット着用の現状を伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員のご質問にお答えいたします。

それではですね、まず、自転車事故の状況ということで、県内の自転車事故の状況について説明をさせていただきます。

令和4年度の状況となりますが、県内での自転車事故の件数は全部で893件となっております。893件の年代別の割合でございますが、20歳未満が43%、20歳代が12%、30歳代以降は10歳おきにですね7%から9%となっております、80歳以上が6%という結果となっております。

先ほどですね20歳未満が全体の43%と説明しましたが、その43%のうちですね小学生が約7%、中学生が約30%、高校生が5割以上を占めているというような状況でございます。その中でですね中・高生の事故が多いわけでございますが、二十歳未満の8割以上が中・高生の事故ということになります。県全体の893件の事故件数から見ても、中・高生の事故件数が323件となっております、全体の36%を占めている状況となっております。

そのですね中・高生の事故の特徴でございますが、警察のほうの資料に基づきますと、登下校時の事故が多く、中学生に関しましては5割以上、高校生に関しましては7割以上が登下校時の事故という特徴がございます。

それでは、大洗町の自転車事故でございますが、大洗町の自転車事故の件数でございますが、令和3年度が4件、令和4年度が3件、今年度につきましては10月末時点で4件となっております。

また、水戸署管内のですねヘルメットの、その事故があった時の着用率でございますが、こちらは12%となっております。

先ほど大洗町でも4件の事故と説明しましたが、そのうちの1件はヘルメットを着用していたということでもあります。

またですね、大洗町についてはですね、令和2年8月からですね交通死亡事故は起きていない状況となっております、大洗町が交通死亡事故ゼロ継続日数がですね、今、県内で1番でございます、1200日を超えているような状況となっております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 柴田佑美子君。

○7番（柴田佑美子君） 詳しい答弁をいただきました。特に、ただいまの答弁のなかで事故の割合ですね、20歳未満で登下校中の事故が多いということの状況を伺いました。中学生で30%、高校生で50%以上という数値は本当に衝撃的な数値だと感じます。この状況を踏まえて、ヘルメット着用推進の鍵は、着用の習慣化だと考えます。現在行われているヘルメット着用の習慣化のための取り組みはあるのでしょうか。また、今後更に習慣化を強化するために、本町としてどのような施策をお考えか伺います。こちらは小学校、中学校、高校ということで、学校などでの取り組みの状況も伺いたいと思っておりますので、学校教育課長、そしてまた、町の取り組みとして生活環境課長にもお伺いしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

町としてのヘルメットの着用の取り組みということでございますが、今現在ですね、ヘルメット着用に限定した形での取り組みというのは行っておりませんが、交通安全運動キャンペーンというものをですね春・秋、年末と行ってございまして、そのなかでですね、そのようなものの啓発活動も行っております。

またですね、関係団体にですね協力をいただきながらですね、こちら生活環境課もやっているんですけども、学校に協力をいただいて、学校からの依頼とかもありまして、小・中学生を対象にですね交通安全教室を行っております。こちらはですね、実際に校庭にラインを引いて、道路とか横断歩道、信号なども実際に付けてですね、現実に近い形で子どもたちに体験してもらっております。そのなかでですね、もちろん自転車の乗り方とかも指導しますので、ヘルメットの着用の重要性なんかもですね話をさせていただきます、啓発活動をそのような形で行わせていただいております。

またですね、今後についてはですね、勝村議員の一般質問でもあったんですけども、防災とかでですね皆さんに集まっていただく機会もございますので、そういうなかでもですね、確かに高齢者の方についての着用も必要かと思っておりますので、そのなかでもですね啓発活動を行っていければと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 深作和利君。

○教育次長兼学校教育課長（深作和利君） それでは、学校現場ではどのような状況になっているのかというご質問でございます。

学校現場のほうでは、大洗南中学校のほうがですね自転車通学のほうが認められております。南中学校におきましては、今回の道路交通法の改正の以前からですね、生徒の安全のためにヘルメットの着用を義務付けてございまして、100%着用している状況でございます。

そのほかですね、それじゃあ、南中学校の登下校以外のほうの学校の指導はどのようになっているかということをお話させていただきますと、児童・生徒、あるいは保護者に対して、着用に対して全学校で呼びかけております。例えば学校ですね長期休暇の前の生徒指導だよりであるとか、そういうものを活用しまして、着用を案内してございまして、その案内の表現におきまして、必ず着用することというような書面になっておりますし、また、南中学校の場合はですね、登

下校以外でも自転車に乗る時はヘルメットをかぶるような指導をしております。

先ほど生活環境課長からですね事故の状況の報告がありましたが、今年の秋ですね、1件、小学校児童が自転車の前輪とですね自動車と接触してしまう事故が発生してしまいました。しかし、この時ですね、ヘルメットを着用していたということで、ヘルメットに少し凹みがあったということでありましたが、病院を受診して大事には至らなかったということで、これもですね日頃からの案内のほうが有効な措置になっていたのかなと思っております。この事案があった時もですね、改めて学校のほうは注意喚起のほうを行ったというような、このような状況になってございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 柴田佑美子君。

○7番（柴田佑美子君） 現在の町での取り組み状況を伺いました。ただ、習慣化になるというまでの取り組みには、まだまだ至ってないのかなという感じがいたしました。

先ほどの答弁のなかで、本当に事故に遭う件数が二十歳未満の子どもさんたちが多いということ、そしてまた、最近、こちらのグラフを見ていただいて、着用率がやっぱり、高齢者の方が着用率が低いということが出ております。今後、自転車の死亡事故において頭部損傷が主な原因であることから、利用者保護のためにヘルメット着用を推進していくことが重要だと考えております。まだまだやっぱり登下校中の様子を見ると、高校生が着用していないのが多いなどというのは実感いたします。この辺で、町として今後、更に交通事故の多い年代に対して、また、高齢者に対して、ヘルメット着用を推進するために、町として助成制度を設けるということを必要と考えておりますが、町のご見解を伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

ヘルメット購入の補助制度ということでございますが、先ほどですね自転車事故の発生状況を説明させていただきまして、登下校中の事故が多いというような状況を話させていただきました。学校教育課長からも話がありましたけれども、大洗町においての自転車通学においては、これまでもヘルメット着用のほうがですね浸透しております、また、学校においても指導していただいていることから、既にヘルメットを購入していただいている家庭があるかと思えます。それでですね、補助という考えではなくてですね、ヘルメット着用の必要性については町のほうも十分感じておりますので、そこはですね啓発や交通安全の啓発活動に今後ですね取り組んでいくことによりまして、ヘルメット着用の推進を図っていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 柴田佑美子君。

○7番（柴田佑美子君） ありがとうございます。現在、南中ではもう既に登下校中はヘルメットを皆さん着用しているという答弁がありました。特に今後考えられるのは、高校生の年代かと思うんですけれども、この辺で何かお考えがありましたら伺いたいと思ってるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

高校生とかに関しましてはですね、先ほど啓発活動をやると言いましたが、今、実際、水戸署管内でもですね、警察と協力しながら私たちも参加させていただいておるんですけども、そのようななかで高校生に限った啓発活動なんかもですね、新聞等にも出ているかと思いますが、そういうのもやっておりますので、そういうものをですね積極的に参加のほうをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 7番 柴田佑美子君。

○7番（柴田佑美子君） 町としては積極的な啓発活動に重点を置いて取り組みをしていただくということでした。不幸ゼロのまちを目指し、本当にその事故に遭った時にも、やっぱり大事な頭を守っていくというのは、もう大変大事な取り組みだと思っておりますので、今後も更に強力な周知をしていただいて、取り組みを進めていただきたいと思いますと思っておりますが、何か町長、答弁ありましたら宜しく願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 警鐘にも近い、とても有り難いご提言だと思っております。今、担当課長からそれぞれお話をさせていただきましたが、私どもでは議員が言われるとおり、しっかりとこの警鐘を鳴らしつつ、警鐘を鳴らすというのは学校の場でおそらくやられているでしょうから、私などもなかなかこの免許証、私事になりますけども、免許証、このゴールドになりませんから、毎回免許証の更新の際にはビデオを見させていただいております。あれを見る限りでは、帰りはもうゆっくり運転しなきゃなっていう、こういう思いにさらされると同じように、おそらく子どもたちにもそういった、例えばヘルメットをかぶっていた場合とかぶらない場合と、こういうこの帰結が全く違うよっていうような話から含めて、ヘルメットをかぶることの重要性ということは教育の場でしっかり私どもも進めていきたいと思っております。いずれはこれ、義務化になるでしょうし、補助制度についてもいろいろ検討いたしましたけども、新しい施策であるならば、その普及であるとか、更には推奨も含めて補助制度をつくるという考え方も成り立つんですが、もう既にいろんな意味でかなりいろんなところへ普及しておりますから、ここでこの制度をつくってしまいますと、今度は不公平感が出てしまいますし、しっかり遡ることができればいいんですが、もう皆さん領収書を取っていないとかいろんなことがあるでしょうから、なかなか遡れないということがありますので、この制度についてというよりは、むしろ議員から何度もここでありましたように、しっかり皆さん方にこのヘルメットをかぶるように、いずれ義務化になった時には警察のお仕事でありますけども、私たちはこの教育施設を抱えておりますので、教育の場でしっかり進めていく、更に、近頃あまり、これは人口減少なのかどうかわかりませんが、高齢者の方々のこの自転車に乗る姿っていうのは、それぞれ議員の皆さん方もそうでありますように、かつてよりは見かけなくなったと思います。何故なのかっていうのは判別しがたいところがありますけども、私どもではそういう高齢者の皆さん方にも、今後、義務化になる可能性もあるということだけではなくて、すなわち、いざ有事の際にはしっかり機能するのがこのヘルメットだよと、ヘルメットをかぶることが非常に重要なんだよと。

そしてまた、これは安協の皆さん方にもいろいろお世話になっておりますけども、ドライバーの皆さん方にもしっかりこの周知をして、例えば私などもそうですが、今、議員とのやり取りを聞かせていただいて思いましたのは、これからこの、そこで差別化を図るわけではありませんけど、車を運転するにおいても、むしろこのヘルメットをかぶらない自転車の乗っている方がいたら、そこは少し怖いなと思いながら減速せざるを、どれも同じなんですけども、そういう思いにかられたところがありまして、社会全体がそういう意識になるということが極めて重要な話でありますので、全庁的にそういうことの視点に立ってしっかり広報活動を進めてまいりたいと思いますので、これからもより良いご提言、ご質問、積極的にお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（飯田英樹君） 7番 柴田佑美子君。

○7番（柴田佑美子君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

次回は明日5日、午前9時30分より2名の議員が町政を問う一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします

各位大変ご苦勞様でした。

散会 午後0時26分